

静岡県地域防災計画（共通対策の巻等及び原子力災害対策の巻）修正案の概要

平成 27 年 6 月 17 日

危機管理部危機政策課・原子力安全対策課

静岡県地域防災計画（共通対策の巻、地震対策の巻、津波対策の巻、風水害対策の巻、火山災害対策の巻、大火災対策の巻、大規模事故対策の巻、原子力災害対策の巻）の修正（案）の概要は、以下のとおりである。

1 県が策定した防災に関する各種計画等の反映

- (1) 「美しく、強く、しなやかな”ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」の策定に伴う修正（共通対策の巻ほか）
 - ・ 地域防災計画が国土強靱化地域計画の推進方針を踏まえたものであることを記載したほか、推進方針に含まれる事業に関する記載を追加。
- (2) 富士山火山広域避難計画の策定に伴う修正（共通・火山対策の巻）
 - ・ 広域避難の受入れ、広域避難路、情報伝達体制等、広域避難計画の内容を記載。
- (3) 災害時における愛玩動物対策行動指針の策定に伴う修正（共通対策の巻）
- (4) 静岡県災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正（地震対策の巻）

2 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正、その他の時点修正等

- (1) 国の防災基本計画（災害対策基本法）の改正に伴う修正（共通・地震対策の巻）
 - ・ 道路管理者による放置車両の撤去、県公安委員会による道路管理者への通行確保措置の要求、地方整備局による道路啓開の実施等について新たに記載 等
- (2) 土砂災害防止法の改正に伴う修正（風水害対策の巻）
 - ・ 市町防災計画に定める事項として、土砂災害警戒区域ごとに避難経路や、区域内の要配慮者利用施設の所在地等について定めることを記載 等
- (3) 県の組織改編を踏まえた修正、地震防災緊急事業5箇年計画の修正 等

3 原子力災害対策の巻の修正

- (1) 国の組織改編等に伴う所要の修正
 - ・ 緊急事態応急対策において、内閣府の役割を追加
 - ・ 国の原子力防災訓練に係る訓練の目的・実施項目・反省点の抽出方法を浜岡地域原子力防災協議会において検討 等
- (2) 用語の見直し
 - ・ 「スクリーニング」という用語を「避難者に対するスクリーニング」と「被ばく患者に対するスクリーニング」とに区別し、「避難者に対するスクリーニング」を「避難退域時検査」に修正 等

1 県が策定した防災に関する各種計画等の反映

(1) 「美しく、強く、しなやかな”ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」の策定に伴う修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第1章 総則	—	○国土強靱化地域計画が地域防災計画を含む各種計画の指針となるものであることから、「静岡県地域防災計画が国土強靱化地域計画の推進方針を踏まえたものである」ことを明記	1
第2章 災害 予防計画	第4節 防災知識 の普及計画	○県は、地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性を啓発することを明記	5

b 地震対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常 時対策	第4節 地震災害 予防対策の推進	○緊急輸送活動の確保について、県が建設業者の担い手確保・育成の取組を支援することを明記	15
第6章 復旧・ 復興対策	第6節 復旧事業 の推進	○市町は平常時から地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興の基礎資料を整備することを明記	33

c 津波対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 平常 時対策	第4節 津波災害 予防対策の推進	○津波防御施設の「静岡モデル」による整備に当たっては、地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携し、多重防御による津波被害の軽減を図ることを明記	37

(2) 富士山火山広域避難計画の策定に伴う修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第3章 災害応 急対策	第7節 避難救出計画	○富士山の噴火に係る広域避難について、関係市町は「富士山火山広域避難計画」を踏まえ、発災後の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めることを明記	8

b 火山対策の巻(Ⅱ 富士山の火山防災計画)

章	項目	修正要旨	頁								
第1章 総則	第2節 火山活動の状 況に応じた噴 火警報等	○避難勧告・警戒区域設定、といった防災行動の指標となる噴火警戒レベルについての説明を下表のとおり明記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">レベル1</td> <td>活火山であることに留意（現状の富士山）</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>噴火する場所周辺の限定的な警戒（富士山では火口位置の限定が困難なため、発表しない）</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>火山活動現象活発化に伴い、想定火口範囲を警戒範囲とする</td> </tr> <tr> <td>レベル4、5</td> <td>噴火の切迫した場合に、居住地域を対象に警戒範囲とする</td> </tr> </table>	レベル1	活火山であることに留意（現状の富士山）	レベル2	噴火する場所周辺の限定的な警戒（富士山では火口位置の限定が困難なため、発表しない）	レベル3	火山活動現象活発化に伴い、想定火口範囲を警戒範囲とする	レベル4、5	噴火の切迫した場合に、居住地域を対象に警戒範囲とする	52
レベル1	活火山であることに留意（現状の富士山）										
レベル2	噴火する場所周辺の限定的な警戒（富士山では火口位置の限定が困難なため、発表しない）										
レベル3	火山活動現象活発化に伴い、想定火口範囲を警戒範囲とする										
レベル4、5	噴火の切迫した場合に、居住地域を対象に警戒範囲とする										

	第3節 避難計画	<p>○火山現象の影響想定範囲を示した地図を、避難の区分となるライン（山頂から伸びる尾根で区分）や避難対象エリアを示した地図に更新</p> <p>○広域避難者の調整手順として、県による避難受入市町の決定、受入市町と避難実施市町の連携による避難所の決定、県外への避難が必要となった場合の県による避難受入要請を実施する旨を明記。</p> <p>○広域避難の軸となる広域避難路を指定（東名、新東名、伊豆縦貫、国道1号、国道139号、国道469号等）</p>	54 56 57
第2章 災害予 防計画 （平常 時対 策）	第1節 関係 する機関と実 施すべき事項 （平常時）	<p>○避難実施市町は情報伝達手段の整備、避難対象エリアの住民への周知等、受入市町は広域避難受入時の実施事項の整理、住民の安否情報の確認体制等を構築すること等を明記</p> <p>○山小屋組合等の項目を追加し、実施事項としてヘルメット等の整備等を明記</p>	58 ～ 61
	第2節 情報連絡体制 の整備	○富士山火山対策防災協議会（以下「協議会」という）内の情報伝達体制について、共有すべき情報（避難勧告等）は会長県及び副会長県が集約・伝達すること、また、必要に応じて協議会を招集し検討を行うことを明記。	62
	第3節 市町 避難計画の策 定	<p>○避難実施市町は、広域避難計画を基にあらかじめ避難計画を作成することを明記。</p> <p>○避難者輸送のため、県はバス協会・トラック協会等との調整を行うこと等を明記。</p>	63
第3章 災害応 急対策 計画	第2節 避難 勧告等	<p>○噴火警戒レベル発表に伴い、広域避難計画・市町避難計画に基づいて段階的に住民等を避難させることを記載。</p> <p>○警戒区域の設定については、必要に応じて国との合同会議で協議することや住民の心理的・経済的負担の軽減に努めること等を明記。</p> <p>○噴火警戒レベルに応じた入山規制の実施及びその範囲に関する記載を明記</p>	65 67 68
	第3節 県の 体制	○協議会は噴火警戒レベルの引き上げ時に速やかに開催し、防災対応の検討や情報共有を行うこと、噴火警戒レベル4の発表後に国の現地対策本部が設置された場合は、国は協議会の体制を合同会議に移行すること等を明記。	70
	第4節 交通 規制	○道路、高速道路、鉄道のそれぞれについて、噴火警戒レベル(3以降)に応じた規制を行うエリア（路線）を記載。	70 ～ 74
	第5節 避難 者の輸送	○避難実施にあたり、市町は県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会・トラック協会とあらかじめ協定を締結しておき、避難実施の際には一括して協会に対し派遣要請を行うこと等を明記。	74

第 6 節 広域避難路の除灰等	○道路管理者は、降灰等により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施すること、また、自ら管理する広域避難路について、降灰状況の把握体制や灰の処分場所等を内容とする道路除灰作業計画をあらかじめ策定すること等を明記。	74 ～ 75
-----------------	--	---------------

(3) 災害時における愛玩動物対策行動指針の策定に伴う修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第 3 章 災害 応急対策	第 8 節 愛玩動物 救護計画	○行動指針を踏まえ、飼い主の日頃の対応として、感染症や予防ワクチンの定期的な摂取や処方薬、水等の備蓄を行う等を明記。 ○市町による住民への避難所でのペットの取扱い等に関する周知について、県の行動指針に基づいて行うこととする等の修正。	9

(4) 静岡県災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正

a 地震対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第 2 章 平常 時対策	第 4 節 地震災害 予防対策の推進	○災害廃棄物の処理体制について、県は、静岡県災害廃棄物処理計画に基づいて市町を指導することを明記。	16
第 5 章 災害 応急対策	第 10 節 地域への 支援活動	○し尿処理等の基本方針について、静岡県災害廃棄物処理計画に従い処理することを明記。	30

2 国の防災基本計画や法律改正等を踏まえた修正、その他時点修正等

(1) 国の防災基本計画（災害対策基本法）の改正に伴う修正

災害対策基本法 改正の概要（平成 26 年 11 月 21 日公布・施行）

従来、緊急交通路(緊急通行車両以外の通行を禁止する区間)で、警察官等に認められていた車両の移動命令等を、道路管理者の指定した区間については道路管理者にも認めるもの。

1 緊急車両の通行確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

2 関連機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第3章 災害 応急対策	第20節 交通 急対策	○道路管理者の実施事項として、放置車両の移動の命令や自ら移動等を行う旨を明記。 ○道路管理者へ、県公安委員会による措置要請、又は県知事による広域的な見地から指示を行う旨を明記。	10 ～ 11

b 地震対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第5章 災 害応急対策	第9節 交通の確 保対策	○自動車運転者の取るべき措置として、道路管理者の車両移動命令に従うこと等、道路管理者の実施事項として、放置車両の移動等を明記。	28 ～ 29

(2) 土砂災害防止法等の改正に伴う修正

土砂災害防止法 改正の概要（平成26年11月12日公布・平成27年1月18日施行）

○平成26年8月豪雨 広島市の土砂災害の教訓を踏まえた法律の改正

土砂災害の危険性のある区域の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による基礎調査結果の公表義務づけ ・基礎調査が適切に行われない場合の是正要求
円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報を法律に明記 ・都道府県に対し、市町村等への通知を義務づけ
避難態勢の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災計画において、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、社会福祉施設・学校・医療施設等に対する情報伝達等を定める。

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第1章 総則	第4節 予想される災害と地域	○集中豪雨等により崩壊するおそれのある危険箇所として、砂防指定地等のほか、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所を具体的に明記	5

b 風水害対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第3章 災害 応急対策	第5節 土砂 災害防除計画	○土砂災害防止法の改正と、法改正に伴う土砂災害防止対策基本指針及び土砂災害警戒避難ガイドラインの改正に伴い、次の事項を追加 【土砂災害警戒情報の提供と活用】 県は、土砂災害警戒情報を市町に通知し、市町は土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発表することを基本とする旨を明記。	41 ～ 46

		<p>【土砂災害警戒区域の指定・公表】 県は、基礎調査の結果を市町に通知・公表することを明記。</p> <p>【市町防災計画への警戒避難体制等の記載】 市町防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の伝達や避難路等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難態勢を定めることを明記。</p> <p>警戒区域内に要配慮者施設がある場合は、その施設の名称及び所在地を明記。</p> <p>【住民への周知（ハザードマップの配布等）】 市町は、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所・避難路等の情報を住民に周知させるため、ハザードマップの配布等の措置を講ずることを明記。</p>	
--	--	--	--

(3) 県の組織改編を踏まえた修正、地震防災対策緊急事業5箇年計画の修正等

①指定公共機関の追加等に伴う修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第1章 総則	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○（一社）日本建設業連合会中部支部の追加と処理すべき事務として、公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力を明記。	2

b 地震対策の巻、津波対策の巻

上記と同様

②県の組織改編（賀茂振興局の設置）を踏まえた災害対策本部体制等の修正

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害予防計画	第2節 組織計画	○危機管理局の記載を「危機管理局等(賀茂振興局及び各危機管理局のことをいう)」に修正	6

b 地震対策の巻、津波対策の巻、風水害対策の巻、大規模事故対策の巻

上記と同様

③伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した「地質災害」（土砂災害・地震災害・火山災害等）についての啓発に関する記載の充実。

a 共通対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第2章 災害予防計画	第4節 防災知識の普及計画	○県が伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した取組（ジオツーリズムを通じた県内外への観光客への啓発等）により、地質災害についての啓発に努めることを明記	5

④地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業5箇年計画の修正

a 地震対策の巻

章	項目	修正要旨	頁
第3章 地震 防災施設緊急 整備計画	第2節 地震対策緊急整備事業計画	○県及び市町の事業計画の見直し等に伴う事業概要(箇所数等)及び概算事業費の修正 【地震対策緊急事業整備計画(昭和55年～平成26年度) 計画事業費 合計】 変更前 952,717→ 変更後 952,812(百万円) 【地震防災緊急事業5箇年計画(平成23年～27年度) 計画事業費 合計】 変更前 93,825→ 変更後 102,026(百万円)	16 ～ 21
	第3節 地震防災緊急事業5箇年計画		

3 原子力災害対策の巻の修正

章	項目	修正要旨
第1章 総則	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○用語(スクリーニング→避難退域時検査)の見直し
第2章 原子力災害 事前対策	第7節 緊急事態応急体制の整備	○用語(スクリーニング→避難退域時検査)の見直し
	第16節 防災訓練等の実施	○国の原子力防災訓練に係る訓練の目的・実施項目・反省点の抽出方法等を浜岡地域原子力防災協議会において検討する旨を追加
第3章 緊急事態 応急対策	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	○ 防災基本計画修正に伴い、内閣府の役割を追加 ○ 国が緊急時モニタリング実施計画を策定する上で参考にする「大気中拡散計算の結果」を削除
	第4節 避難、屋内退避等の防護措置	○用語(スクリーニング→避難退域時検査)の見直し
図表	<ul style="list-style-type: none"> ・別図(3-2-1) 防災関係機関の情報連絡系統図 ・別表(3-8-4) 三次被ばく医療機関 ・別表(4-2-1) 地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書 ・別表(4-3-1) 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 	○国・県等の組織改編に伴う所要の修正